

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センター（廃止措置中）
平成29年度(第1回)保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間	1
(2)保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1)総合評価	1
(2)検査結果	2
(3)違反事項	2
4. 特記事項	2

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間

自 平成29年6月13日(火)

至 平成29年6月15日(木)

(詳細日程は別添1参照)

(2) 保安検査実施者

東通原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 大場 國久

原子力保安検査官 足立 謹聰

原子力保安検査官 松原 尚孝

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入検査、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 保安規定の変更にかかる手順書等の改定状況に係る検査
- ② マネジメントレビューの実施状況に係る検査
- ③ 記録管理の実施状況に係る検査(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の検査においては、「保安規定の変更にかかる手順書等の改定状況に係る検査」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

また、前回の保安巡視から今回の保安検査実施期間中までの廃止措置施設の保安活動については、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等により、確認を行った。

検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき保安活動が実施され、今回検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	6月13日(火)	6月14日(水)	6月15日(木)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議
	○保安規定の変更にか かる手順書等の改定 状況に係る検査	○品質マネジメントレビ ューの実施状況に係る 検査 ◇記録管理の実施状 況に係る検査(抜き 打ち検査)	●記録確認 ・運転記録 ・放射線管理記録
午 後	○保安規定の変更にか かる手順書等の改定 状況に係る検査 ○品質マネジメントレビ ューの実施状況に係る 検査	●現場巡視 ○各検査項目に係る現 場確認	
	● チーム会議 ● まとめ会議	● チーム会議 ● まとめ会議	● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議
勤務 時間外			

○ 基本検査項目 ◇ 抜き打ち検査項目 ● 会議等／記録確認／巡視等

個別検査結果(1/3)

1. 検査実施日

平成29年6月13日(火)

2. 検査項目

保安規定の変更にかかる手順書等の改定状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第2章 保安管理体制

第6条 保安管理組織

第7条 職務

第9条 中央安全審査・品質保証委員会

第11条 品質保証推進委員会の審査事項

第3章 品質保証

第15条 品質保証計画の策定

第16条 品質保証活動の実施

第17条 保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善

第18条 検査及び試験

第19条 内部監査

第20条 不適合管理

第21条 是正処置

第21条の2 予防処置

第22条 品質保証計画の継続的な改善

第23条 文書及び記録の管理

第24条 品質保証に係る教育

第9章 記録及び報告

第39条 記録及び保存

別表第2 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質保証活動との関連
(第7条第2項関係)

別表第5 試験炉規則に基づく記録(第39条第1項関係)

別図第1 原子力施設の保安(品質保証を含む。)に関する組織図
(第6条関係)

第2編 放射線管理

第3章 被ばく管理

第24条 緊急作業時の線量

第47条 警戒線量又は線量限度を超えた場合の措置

別表第7 放射線業務従事者に係る線量限度(第23条、第47条関係)

別表第20 放射線業務従事者に係る警戒線量(第47条関係)

4. 検査結果

平成29年5月に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)青森研究開発センター(以下「センター」という。)原子力船第1船原子炉施設の保安規定の変更が認可されたことから、保安規定の変更にかかる関連手順書等の改訂が適切に行われているかについて検査を実施した。

検査の結果、今回の保安規定の変更のうち、品質保証体制の見直しに伴う変更については、新たに制定された「青森研究開発センター原子炉施設品質保証計画書(以下「品質保証計画書」という。)」において、「機構理事長(以下「理事長」という。)をトップマネジメントとした品質保証計画の策定」、「理事長をトップマネジメントとしたマネジメントレビュー体制の確立」、「機構本部の統括監査の職による内部監査の実施及び理事長までの報告体制の確立」、「センター所長による所掌する保安活動の継続的な改善を含む品質保証活動の実施及び機構本部への報告を含む不適合管理体制の確立」等が明確化されるとともに、品質保証計画書に従って「マネジメントレビュー実施要領」、「不適合管理並びに是正処置及び予防処置要領」、「文書及び記録の管理要領」等の関連手順書が改訂されていることを品質保証計画書及び関連手順書並びに担当課への聴取により確認した。

また、放射線業務従事者にかかる変更については、「青森研究開発センター放射線安全取扱手引」を改訂し、実効線量限度の除外要件に妊娠の意思のない者を加えるとともに、申出先がセンター所長から理事長に変更されたことを手引及び担当課への聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

5. その他

なし

個別検査結果(2/3)

1. 検査実施日

平成29年6月13日(火)、14日(水)

2. 検査項目

マネジメントレビューの実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第3章 品質保証

第16条 品質保証活動の実施

第22条 品質保証計画の継続的な改善

4. 検査結果

保安規定第22条の規定に基づき年1回実施されるマネジメントレビューにより、センターの活動がトップマネジメントにより適切に評価され、問題点等が抽出され、それが反映されるという活動のサイクルが適切に実施されているかについて検査を実施した。

検査の結果、平成28年度のマネジメントレビューは保安規定の変更が認可される前の平成29年3月に実施されたことから、センター所長によるマネジメントレビューが「青森研究開発センター所長によるマネジメントレビュー要領」に基づき実施され、センター所長によるマネジメントレビューの結果は、理事長が行うマネジメントレビュー会議へ報告され確認を受けていること、報告内容に対する理事長からの指示等は無かったことを「青森研究開発センター所長によるマネジメントレビューインプット情報」、「青森研究開発センター所長によるマネジメントレビュー記録」、「平成28年度定期(年度末)の理事長マネジメントレビュー会議記録」及び担当課への聴取により確認した。

また、今年度の品質目標については、保安規定の変更認可を受け大幅なQMS文書の改訂が必要となったことから、本年5月のセンター所長マネジメントレビューにおいて、品質目標に「QMS文書のレビューの実施」を追加していること、品質目標を達成するため年間行動計画を作成し進捗管理を行い四半期毎にセンター所長に報告していることを、「平成29年度青森研究開発センター原子力安全に係る品質目標(改正1)」、「平成29年度青森研究開発センター品質目標に係る年間行動計画」等の記録及び担当課への聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

5. その他
なし

個別検査結果(3/3)

1. 検査実施日

平成29年6月14日(水)

2. 検査項目

記録管理の実施状況(抜き打ち検査)

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第3章 品質保証

第23条 文書及び記録の管理

第9章

第39条 記録及び保存

別表第5 試験炉規則に基づく記録(第39条第1項関係)

4. 検査結果

平成28年度に機構の他事業所において記録等の管理不備事案が発生していることに鑑み、保安規定第1編第23条及び同第39条に基づく記録の管理が適切に行われているかについて、抜き打ち検査により確認した。

検査の結果、記録の管理については、記録の作成、取扱い、保管から破棄までの一連の管理要領が定められていることを「文書及び記録の管理要領」及び担当課への聴取により確認した。

また、記録の保管については、保安規定第1編39条の試験研究炉規則第6条に基づく記録について、該当する記録が保管されていることをセンターの執務室等で確認した。

他事業所での記録等の管理不備事項については、機構内の事象であったことから一連の水平展開にかかる活動状況を確認したところ、機構本部の「安全に関する水平展開実施要領」に基づき機構内各拠点を対象として緊急調査が実施され、センターでは軽微な不備2件(記録様式の誤使用:1件、記載の修正方法の誤り:1件)が確認されたことから、平成29年3月6日に機構本部へ報告するとともに、確認した軽微な不備2件については、不適合管理を行ったことを「業務連絡書」及び「不適合管理報告書」並びに担当課への聴取により確認した。

更に、この緊急調査の結果を機構本部が取り纏めた結果、記録の修正方法が適切でないもの等が散見されたことから、機構本部は平成29年6月6日に「ふげんの水平展開を踏まえた記録等の管理の仕組みの改善に関する基本計画」を「業務連絡

書」にて機構内各拠点へ発出し、センターはそれを受けセンター内へ周知するとともに当該基本計画に基づき活動していることを「業務連絡書」等の記録及び担当課への聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

5. その他

なし